

あれって虐待かも、と思ったら？ 子育てが辛いときには？

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」です

児童虐待とは？

子どもの心や体を傷つける行為は、いかなる理由であっても児童虐待に当たります。「しつけのため」などは理由になりません。児童虐待は、子どもの心身を傷つけるだけでなく、成長・発達に長期にわたって悪影響を及ぼす場合があります。子どもを「殴る・蹴る」ことだけでなく、「子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう・夫婦げんかをする」「長時間放置する」ことなども児童虐待に当たります。

さまざまな児童虐待

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none"> ● 殴る、蹴る、たたく ● 激しく揺さぶる ● やけどを負わせる ● 溺れさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもへの性的行為 ● 性的な写真の被写体にする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な食事を与えない ● ひどく不潔にする ● 病院に連れて行かない ● 家に閉じ込める ● 同居人による暴力の放置 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 無視 ● 言葉による脅し ● きょうだい間の差別 ● 子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

周囲の皆さん

虐待かも？ ためらわずに通報を！

虐待かも？ と思ったときには、子どもの安全を守るためにも、ためらわずに通報してください。

周りにいるかも…子どもと保護者のSOSサイン

子どもに
不自然な傷や
打撲の痕がある



子どもの衣服や
体がいつも
汚れている



家庭と地域などとの交流が
少なく孤立している



保護者が子どものけがに
ついて不自然な説明をする



※お住まいの地域の児童相談所に転送されます。
※通報した方の情報は公表されません。

子育てに悩む皆さん

一人で抱え込まず、お気軽にご相談を

子育てが辛い、子どもにどう接したらよいか分からないときなどには、一人で抱え込まず、お気軽にご相談してください。相談は無料です。電話や来所などにより相談できます。



相談窓口

- お住まいの市町村
- 保健福祉事務所
- 児童相談所
- 児童家庭支援センター* など

*県内では、社会福祉法人旭が丘学園が「児童家庭支援センター事業」を行っています。専任の相談員が、子育てや家庭の悩みに親身に応じ、解決に向けて一緒に考えます。

連絡先などは
こちら



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間

11月を中心に、民間企業などと連携して、SNSや各種メディアを活用した広報啓発活動を行います。



オレンジ色のオオカミがSNS広告やテレビCMで児童虐待防止を呼びかけます。



里親になりませんか？

児童虐待などさまざまな理由により親から離れて暮らす子どもを温かい家庭で養育するのが里親です。県は、里親になりたい方を募集しています。詳しくは児童相談所にお問い合わせください。



問 子ども・家庭支援課 ☎022(211)2531